



市 章

名護市公報

第511号

発 行 令和 8年 6月15日

発行所 名護市
総務部総務課

告 示

- 名護市告示第109号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について (名護市大西区)
- 名護市告示第110号(子育て支援課)
名護市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第111号(介護長寿課)
名護市高齢者軽度生活援助員派遣事業実施要綱を廃止する要綱の公表について
- 名護市告示第112号 (介護長寿課)
名護市ふれあいコールサービス事業実施要綱の廃止について
- 名護市告示第113号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について (名護市済井出区)
- 名護市告示第114号(国民健康保険課)
令和7年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第115号(政策推進課)
名護市公用公共用施設設置検討委員会 (複合庁舎) 要綱の制定について
- 名護市告示第116号(総務課)
令和8年第315回名護市議会臨時会の招集告示について
- 名護市告示第117号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業事業者の新規指定について
- 名護市告示第118号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について (名護市内原区)
- 名護市告示第119号(建築住宅課)
名護市景観まちづくり条例に基づく審査書

の概要の告示について

- 名護市告示第120号(建設土木課)
市道路線の供用の開始について
- 名護市告示第121号(財政課)
令和8年度名護市国民健康保険特別会計予算の公表について (第1号補正)
- 名護市告示第122号(財政課)
令和7年度下半期名護市財政事情の公表について
- 名護市告示第123号(保育・幼稚園課)
名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第124号(保育・幼稚園課)
名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第125号(総務課)
令和8年第223回名護市議会定例会の招集告示について
- 名護市告示第126号(農業政策課)
名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第127号(建築住宅課)
事前協議完了書について
- 名護市告示第128号(市民課)
住所異動催告及び催告期限経過後 (令和8年6月5日)住民票の削除の告示について
- 名護市告示第129号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について (名護市世富慶区)
- 名護市告示第130号(市民課)
名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基

本台帳事務処理要綱の一部を改正する要綱
の公表について

— 公 告 —

- 名護市公告第22号(介護長寿課)
令和8年度名護市地域密着型サービス整備
事業者公募要項の策定及び公告について
- 名護市公告第23号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(喜知留川河川整備工事(R8))
- 名護市公告第24号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(安部ナート川整備工事(その2))
- 名護市公告第25号(まちなか再開発・公共交通課)
名護中心市街地整備事業調査業務委託(そ
の5)に係る公募型プロポーザルの実施に
ついて
- 名護市公告第26号(商工・企業誘致課)
令和8年度名護市地域商業グロウアップ支
援事業業務委託に係る公募型プロポーザル
の実施について
- 名護市公告第27号(まちなか再開発・公共交通課)
名護市総合交通ターミナル基本設計等業務
委託に係る公募型プロポーザルの実施につ
いて
- 名護市公告第28号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(宮里大南線(宮里区間)道路改良工事
(その3))

名護市告示第109号

平成27年3月31日付け名護市告示第62号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市大西区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年5月11日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

- 2 その内容

令和8年5月1日から、代表者を名護市大西一丁目21番11号、前里 信幸とする。

名護市告示第110号

名護市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月12日

名護市長 渡具知 武豊



名護市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱 別紙

名護市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成21年告示第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第9条 略 （援助活動の内容等） 第10条 まかせて会員が行う援助活動は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(9) 略 2 対象児童等を預かるときは、まかせて会員の居宅において預かることを原則とする。ただし、<u>会員相互の主体的な合意と責任に基づき、相互援助活動を依頼したおねがい会員又はどちらも会員の家庭若しくは児童福祉施設等（児童センター、公民館その他の施設をいう。）においても行うことができるものとする。</u> <u>3 対象児童等の四親等内の親族による預かりは、事業の対象外とする。</u> 第11条・第12条 略 <u>（利用料）</u> 第13条 おねがい会員は、まかせて会員に対して、<u>1時間当たり500円の利用料及び実費をその援助活動終了後速やかに支払うものとする。</u> <u>2 兄弟姉妹等同一世帯の対象児童等を預かるときは、2人目以降の利用料は半額とする。</u> <u>3 利用料の算定時間数は、まかせて会員が対象児童等を引き受けた時からおねがい会員が指定した者へ対象児童等を引き渡した時までの時間数とする。</u> <u>4 援助活動の最初の1時間までは、1時間に満たないときであ</u>	第1条～第9条 略 （援助活動の内容等） 第10条 まかせて会員が行う援助活動は、次の各号に掲げる事項とする。 (1)～(9) 略 2 対象児童等を預かるときは、まかせて会員の居宅において預かることを原則とする。ただし、<u>相当の事由があるときは、会員相互の合意に基づく場所で預かることができるものとする。</u> 新規 第11条・第12条 略 <u>（報酬）</u> 第13条 おねがい会員は、まかせて会員に対して、<u>別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費をその援助活動終了後速やかに支払うものとする。</u> 新規 新規 新規

っても1時間当たりの利用料とする。

5 援助活動の実施時間が1時間を超えるときの利用料は、30分以内のときは1時間当たりの利用料の半額を、30分を超え1時間以内のときは1時間当たりの利用料を、それぞれ加算するものとする。援助活動の時間を当初予定時間から延長したときも同様とする。

6 対象児童等の預かりに伴う送迎交通費、食事代（ミルク等）、おやつ代、おむつ代等の用意は、おねがい会員が行う。ただし、まかせて会員がこれらの費用を負担したときは、その負担した額をおねがい会員がまかせて会員に支払うものとする。

7 取消料については、次のとおりとし、当該援助活動日から3日以内におねがい会員がまかせて会員に対して支払うものとする。

(1) 前日20時までに取消しのとき 無料

(2) 当日取消しのとき 予定援助活動時間に300円を乗じて得た額

(3) 無断取消しのとき 予定援助活動時間に600円を乗じて得た額

8 市長は、まかせて会員に対して別に定めるところにより助成を行うものとする。

第14条・第15条 略

削除

新規

新規

新規

新規

第14条・第15条 略

別表（第13条関係）

名護市ファミリー・サポート・センター基準報酬額

活動日	活動時間帯	報酬額（1時間当たり）
平日（月曜日から金曜日まで）	7時から19時まで	対象児童等一人当たり 600円
	19時から22時まで	対象児童等一人当たり 700円

	で	00円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに6月23日及び12月29日から翌年の1月3日までの日	7時から22時まで	対象児童等一人当たり 700円
当該日から翌日までの日（宿泊援助）	22時から7時まで	対象児童等一人当たり 500円
備考		
1 兄弟姉妹等同一世帯の対象児童等を預かるときは、2人目以降の報酬額は半額とする。 2 報酬額の算定時間数は、まかせて会員が援助活動を開始した時からおねがい会員が指定した者へ対象児童等を引き渡した時までの時間数とする。 3 援助活動の最初の1時間までは、1時間に満たないときであっても1時間当たりの報酬額とする。 4 援助活動の実施時間が1時間を越えるときの報酬額は、30分以内のときは1時間当たりの報酬額の半額を、30分を超え1時間以内のときは1時間当たりの報酬額を、それぞれ加算するものとする。援助活動の時間を当初予定時間から延長したときも同様とする。 5 対象児童等の預かりに伴う送迎交通費、食事（ミルク等）代、おやつ代、おむつ代等の用意は、おねがい会員が行う。ただし、まかせて会員がこれらの費用を負担したときは、その負担した額又は損料をおねがい会員がまかせて会員に支払		

様式第1号～様式第14号 略	<u>うものする。</u> 6 <u>取消料については、次のとおりとし、当該援助活動日から3日以内に支払うものとする。</u> (1) <u>前日20時までに取消しするとき 無料</u> (2) <u>当日取消しするとき 予定援助活動報酬額の半額</u> (3) <u>無断取消しするとき 予定援助活動報酬額の全額</u> 様式第1号～様式第14号 略
-----------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

名護市告示第 111 号

名護市高齢者軽度生活援助員派遣事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 13 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市高齢者軽度生活援助員派遣事業実施要綱を廃止する要綱～別紙

名護市高齢者軽度生活援助員派遣事業実施要綱を廃止する要綱
名護市高齢者軽度生活援助員派遣事業実施要綱（平成16年告示第3号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第 112 号

名護市ふれあいコールサービス事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 13 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市ふれあいコールサービス事業実施要綱を廃止する要綱～別紙

名護市ふれあいコールサービス事業実施要綱を廃止する要綱
名護市ふれあいコールサービス事業実施要綱（平成16年告示第18号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第113号

平成6年2月1日付け名護市告示第2号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市済井出区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年5月14日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

- 2 その内容

令和8年5月1日から、代表者を名護市字済井出1055番地3、棚原 明子とする。

名護市告示第 114 号

公 示 送 達 書

下記書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

令和8年5月15日

名護市長 渡具知 武豊



計1名

送達すべき書類			送達を受けるべき者の氏名
名 称	年 度	期 別	
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第14期	饒波 悠真

(地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。)

名護市告示第115号

名護市公用公共用施設設置検討委員会（複合庁舎）要綱を次のように定める。

令和8年5月18日

名護市長 渡具知 武豊



名護市公用公共用施設設置検討委員会（複合庁舎）要綱 ～別紙

名護市告示第116号

令和8年第315回名護市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年5月21日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年5月28日

2 場 所 名護市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 物品の購入について（パソコン）
- (2) 令和8年度名護市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (3) 専決処分した事件の報告について（名護市税条例等の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分した事件の報告について（名護市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

名護市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項本文に規定する
第一号事業の指定事業者の指定について、同法第115条の45の5の規定に基づき、
次のとおり指定する。

令和8年5月22日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	めぐり株式会社
主たる事務所の所在地	沖縄県名護市字我部祖河1200番地42 あっぷるハイツ107号
代表者の氏名及び職名	代表取締役 伊禮 直也
事業所の名称	訪問介護ステーション つむぐ
事業所の所在地	沖縄県名護市字我部祖河1200番地42 あっぷるハイツ107号
介護保険事業所番号	4770901249
指定年月日	令和8年6月1日
指定の有効期間	令和8年6月1日 ～ 令和14年5月31日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業 (旧介護予防訪問介護相当サービス)

名護市告示第118号

平成6年3月28日付け名護市告示第21号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市内原区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年5月25日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

- 2 その内容

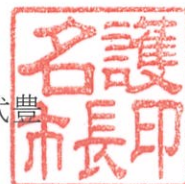
令和8年4月1日から、代表者を、名護市字古我知603番地107 與那嶺 吉文とする。

名護市告示第 119 号

名護市景観まちづくり条例に適合しない景観形成書について、名護市景観まちづくり条例施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 29 日

名護市長 渡具知 武豊



1 対象事業の名称及び場所

名称 : (仮称) カヌチャ Condominium ホテル計画

場所 : 沖縄県名護市安部北上原地 185 番、186 番、187 番、188 番、190 番

2 審査の概要

令和 8 年 2 月 18 日付け名護市告示第 28 号にて告示した上記事業を審査した結果、建築物の高さについて、景観への影響は少ないものと判断した。

なお、本件は当該地の特殊性を踏まえたものであり、これを前例とするものではない。

名護市告示第 120 号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、市道の供用を次の

とおり開始する。

なお、関係図面は名護市役所建設部建設土木課において令和8年5月29日から

令和8年6月15日まで一般の縦覧に供する。

令和 8年 5月 29日

名 護 市 長 渡具知



記

路 線 名	区 間	供用開始年月日
山田原線	名護市大北一丁目3870番地から 名護市大北四丁目4199番4まで	令和8年6月1日

名護市告示第 121 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年5月28日招集の第315回名護市議会臨時会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年5月29日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第122号

令和7年度下半期名護市財政事情書の公表について

名護市財政事情書の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定に基づき、令和7年度下半期の財政事情書を公表する。

令和8年5月29日

名護市長 渡具知 武豊



令和7年度下半期名護市財政事情書

令和7年度一般会計予算下半期（令和8年3月31日現在・出納整理期間及び令和6年度からの繰越分含む）の執行状況は、歳入56,494,425千円で90%の執行率です。これは、前年度同期の執行率（88%）と比べて増となっております。

一方歳出では、54,441,746千円で87%の執行率です。これは、前年度同期の執行率（85%）と比べて増となっています。

また、市全会計の地方債残高（令和8年3月31日現在・出納整理期間及び令和6年度からの繰越分を含む）は34,214,632千円で、前年度同期（34,053,922千円）より160,710千円の増となっております。

なお、その他の状況については、別添図表のとおりです。

1. 一般会計の執行状況

(1) 令和7年度 一般会計歳入執行状況

単位:千円 %

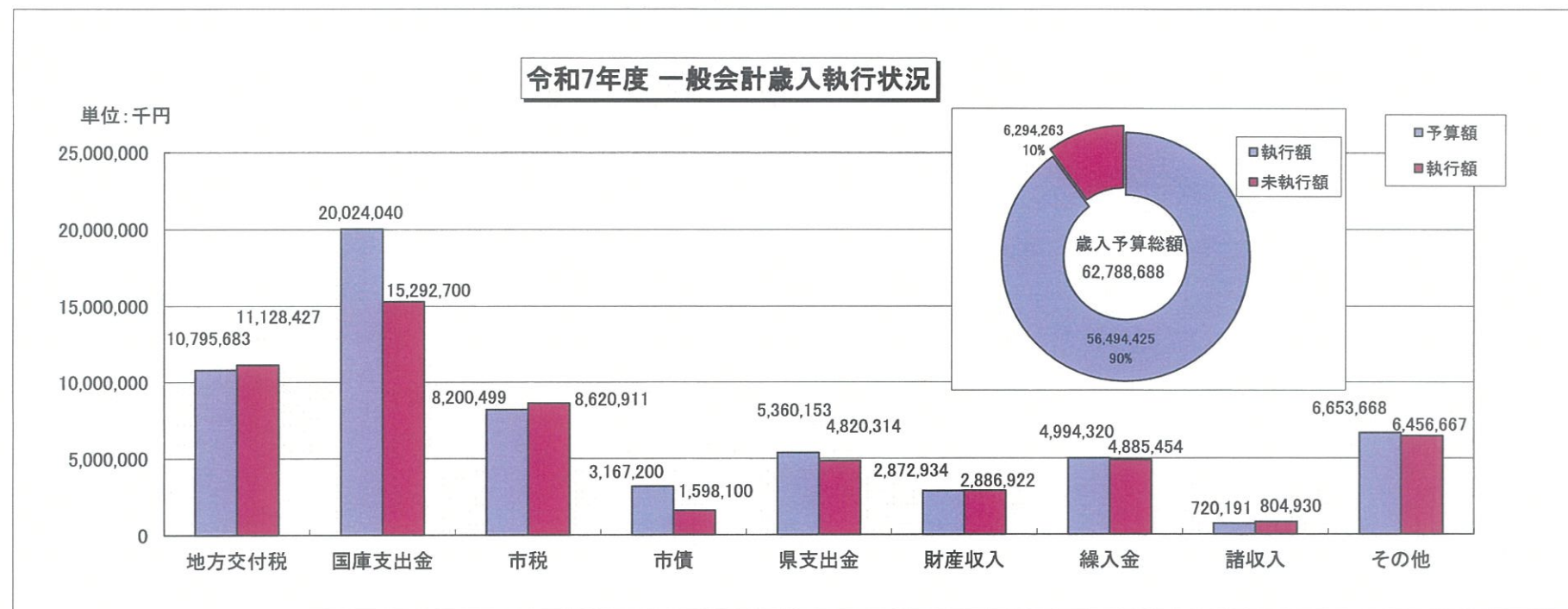
区分	地方交付税	国庫支出金	市税	市債	県支出金	財産収入	繰入金	諸収入	その他	合計
予算額	10,795,683	20,024,040	8,200,499	3,167,200	5,360,153	2,872,934	4,994,320	720,191	6,653,668	62,788,688
執行額	11,128,427	15,292,700	8,620,911	1,598,100	4,820,314	2,886,922	4,885,454	804,930	6,456,667	56,494,425
執行率	103	76	105	50	90	100	98	112	97	90

単位:千円 %

区分	金額	率
執行額	56,494,425	90
未執行額	6,294,263	10
予算額	62,788,688	100

単位:千円 %

区分	地方譲与税	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	法人事業税交付金	地方消費税交付金	ゴルフ場利用税交付金	環境性能割交付金	国有提供助成交付金	地方特例交付金	交通安全対策特別交付金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	寄附金	繰越金	合計
予算額	183,287	8,381	29,794	37,651	147,233	1,749,701	67,408	21,137	344,327	55,647	5,600	31,770	768,426	1,039,701	2,163,605	6,653,668
執行額	181,315	8,381	25,127	37,651	141,386	1,749,701	68,276	20,825	344,327	55,708	4,560	31,354	723,489	900,961	2,163,606	6,456,667
執行率	99	100	84	100	96	100	101	99	100	100	81	99	94	87	100	97



(2) 令和7年度 一般会計歳出執行状況

単位:千円 %

区分	土木費	民生費	総務費	教育費	農林水産業費	公債費	衛生費	消防費	その他	合計
予算額	4,645,982	21,506,522	16,175,407	7,790,700	2,041,065	2,491,785	4,697,659	1,087,328	2,352,240	62,788,688
執行額	3,030,036	19,383,821	14,794,494	6,419,455	1,594,578	2,481,391	4,457,529	988,204	1,292,238	54,441,746
執行率	65	90	91	82	78	100	95	91	55	87

単位:千円 %

区分	金額	率
執行額	54,441,746	87
未執行額	8,346,942	13
予算額	62,788,688	100

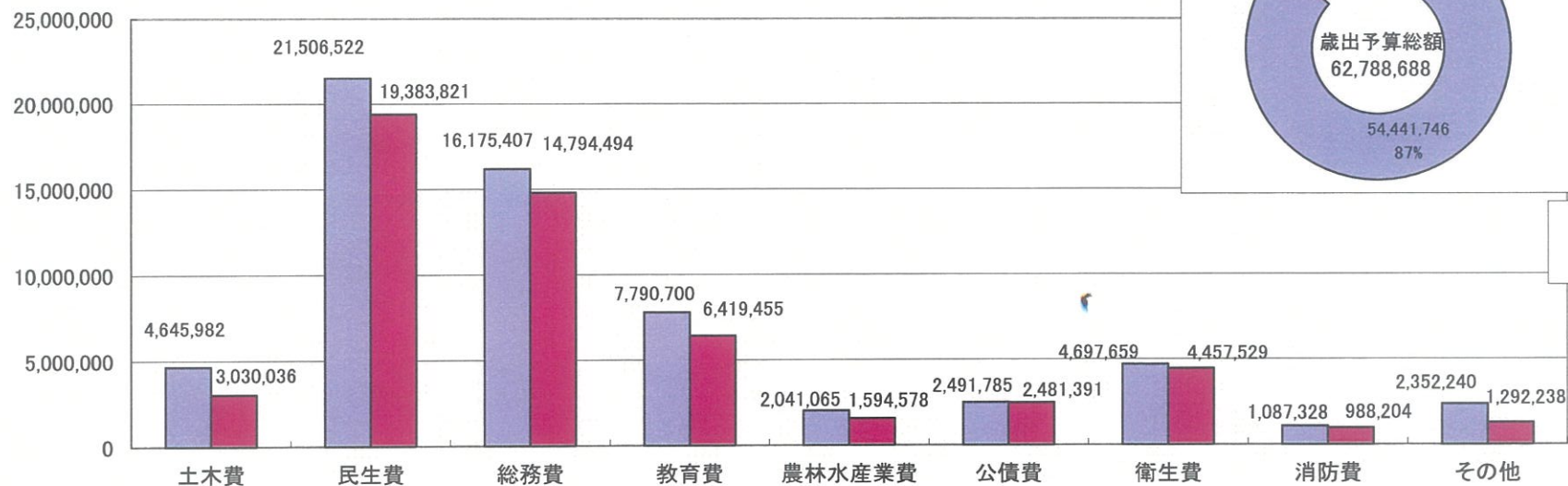
その他 ←

単位:千円 %

区分	議会費	労働費	商工費	災害復旧費	諸支出金	予備費	合計
予算額	295,437	6,760	1,836,975	167,357	1	45,710	2,352,240
執行額	289,152	4,960	950,779	47,347	0	0	1,292,238
執行率	98	73	52	28	0	0	55

令和7年度 一般会計歳出執行状況

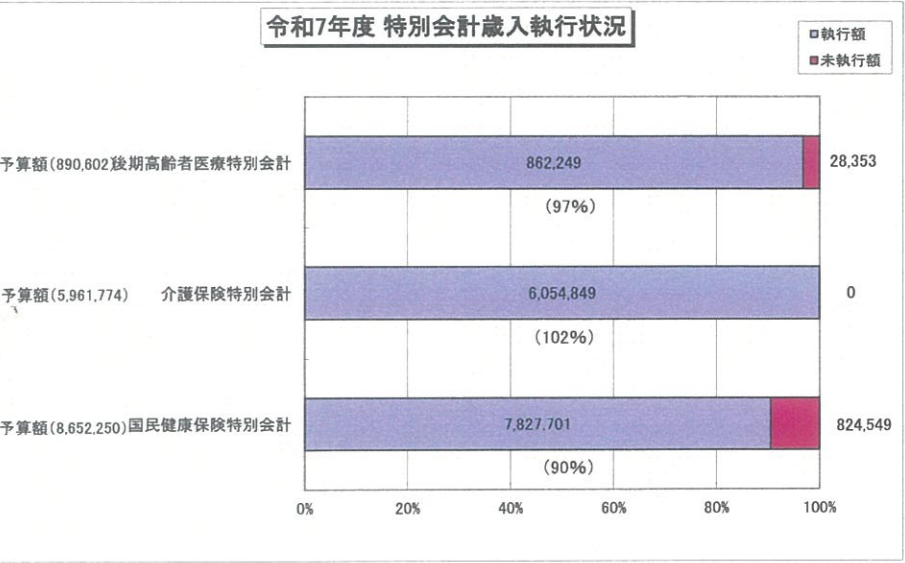
単位:千円



2. 特別会計の執行状況

(1) 令和7年度 特別会計歳入執行状況

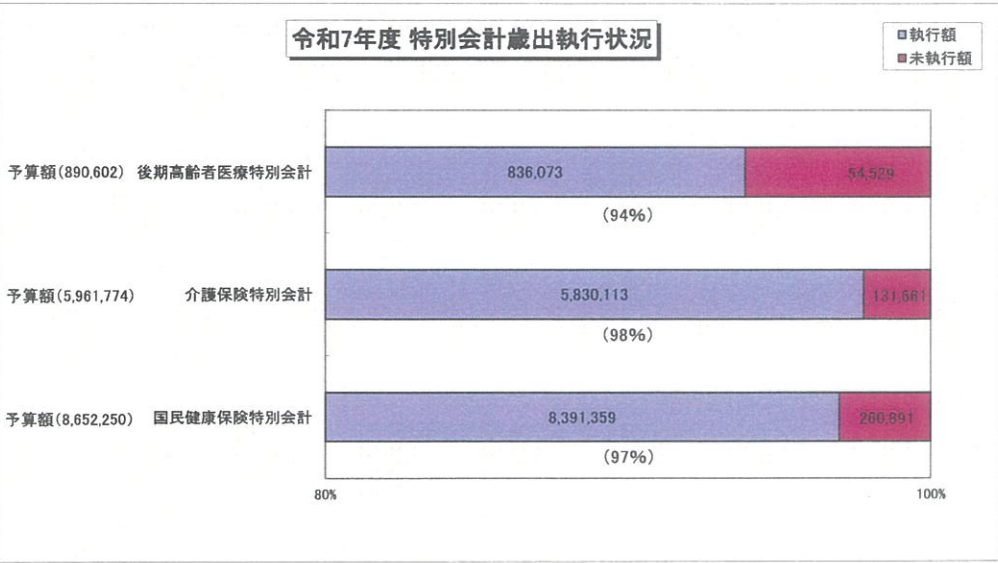
単位: 千円 %			
区分	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
執行額	7,827,701	6,054,849	862,249
未執行額	824,549	0	28,353
予算額	8,652,250	5,961,774	890,602
執行率	90	102	97
未執行率	10	0	3



(2) 令和7年度 特別会計歳出執行状況

単位: 千円 %			
区分	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
執行額	8,391,359	5,830,113	836,073
未執行額	260,891	131,661	54,529
予算額	8,652,250	5,961,774	890,602
執行率	97	98	94
未執行率	3	2	6

※国民健康保険特別会計については、歳入歳出差引不足分を翌年度の歳入から繰上充用します。



3. 公営企業会計の執行状況

(1)水道事業会計

単位:千円・%

区分	歳入			歳出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
収益的収支	2,095,463	2,177,100	103.9	2,197,664	2,011,404	91.5
資本的収支	917,356	242,694	26.5	1,942,623	562,149	28.9

(2)下水道事業会計

単位:千円・%

区分	歳入			歳出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
収益的収支	1,397,036	1,374,881	98.4	1,391,870	1,203,395	86.5
資本的収支	5,290,976	3,203,686	60.6	5,788,670	3,720,578	64.3

4. 一時借入金の現在高

(令和8年3月31日現在) 単位:千円

区分	現在高
一般会計	6,000,000
国民健康保険会計	900,000
水道事業会計	0
下水道事業会計	0

5. 市有財産の現在高

区分	現在高
土地	74,540,613㎡
建物	403,799㎡
車両	250台
基金	9,702,159千円
有価証券	237,747,180千円
出資による権利	447,571千円

6. 地方債の現在高

(1)目的別

単位:千円・%

区分	現在高	構成比
土木債	7,739,927	22.6%
水道債	1,455,471	4.3%
下水道債	5,054,027	14.8%
教育債	5,292,147	15.5%
総務債	8,965,262	26.1%
農林水産業債	1,478,189	4.3%
その他	4,229,609	12.4%
計	34,214,632	100.0%

※グラフ1参照

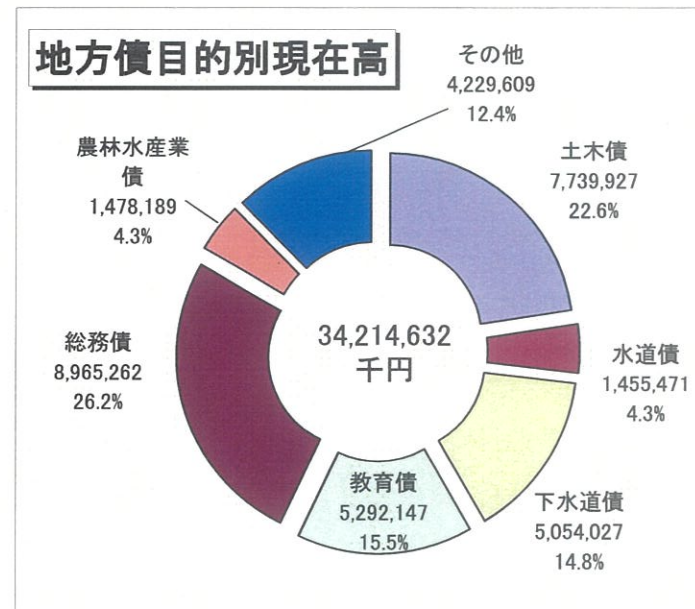
(2)借入先別

単位:千円・%

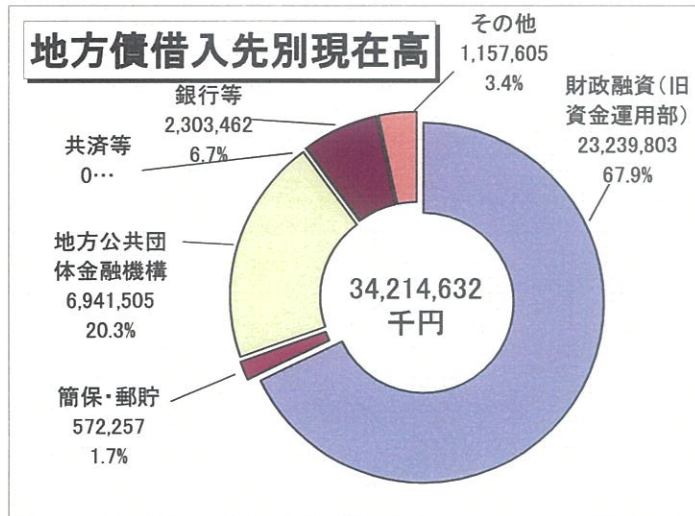
区分	現在高	構成比
財政融資(旧資金運用部)	23,239,803	67.9%
簡保・郵貯	572,257	1.7%
地方公共団体金融機構	6,941,505	20.3%
共済等	0	0.0%
銀行等	2,303,462	6.7%
その他	1,157,605	3.4%
計	34,214,632	100.0%

※グラフ2参照

グラフ1



グラフ2



名護市告示第123号

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱（令和7年告示第121号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 （定義） 第2条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 <u>(4) 病児保育事業所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> <u>第34条の18の規定による届出を行った者で、名護市から</u> <u>病児保育事業の委託を受けた施設をいう。</u> <u>(5) 保育施設等 認可保育所、認定こども園、地域型保育</u> <u>事業及び病児保育事業所をいう。ただし、公立であるも</u> <u>のを除く。</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> 第3条～第10条 略	第1条 略 （定義） 第2条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 <u>(新規)</u> <u>(4) 保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保</u> <u>育事業所をいう。ただし、公立であるものを除く。</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> 第3条～第10条 略

備 考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

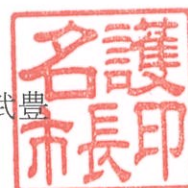
この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

名護市告示第124号

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱（令和6年告示第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 （定義） 第2条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) <u>病児保育事業所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> <u>第34条の18の規定による届出を行った者で、名護市から</u> <u>病児保育事業の委託を受けた施設をいう。</u> (5) <u>保育施設等 認可保育所、認定こども園、地域型保育</u> <u>事業所及び病児保育事業所をいう。</u> (6) 略 第3条 略 (1) 略 (2) 略 <u>(削除)</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略	第1条 略 （定義） 第2条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 <u>(新規)</u> (4) <u>保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保</u> <u>育事業所をいう。</u> (5) 略 第3条 略 (1) 略 (2) 略 (3) <u>勤務開始日から起算して過去1年以内に沖縄県内の保</u> <u>育施設等、幼稚園又は放課後児童健全育成事業（児童福</u> <u>祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事</u> <u>業をいう。）において保育士等として従事していなかつ</u> <u>た者</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略

2及び3 略

第4条～第10条 略

様式第3号（第5条関係）

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、
次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を
公簿等により取得することに同意します。

（削除）

- 2 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別
で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思がある
ことを誓います。

2及び3 略

第4条～第10条 略

様式第3号（第5条関係）

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、
次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を
公簿等により取得することに同意します。

- 2 現在勤務する保育施設等の勤務開始日から起算して過去
1年間は、沖縄県内の保育施設等又は学童で勤務していな
かったことを誓います。

- 3 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別
で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思がある
ことを誓います。

<u>3</u> 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。 <u>4</u> 税法上の確定申告等、必要な行動を行うことを同意します。 <u>5</u> 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体等から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合については、助成金の交付に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 (本人署名又は記名押印)	<u>4</u> 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。 <u>5</u> 税法上の確定申告等、必要な行動を行うことを同意します。 <u>6</u> 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体等から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合については、助成金の交付に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 (本人署名又は記名押印)
--	--

備 考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

名護市告示第125号

令和8年第223回名護市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年6月4日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年6月11日

2 場 所 名護市議会議事堂

名護市告示第126号

名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月4日

名護市長 渡具知 武豊



名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱 ～別紙

名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の早期実現に向けて、本市の地域農業の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内において、名護市農地利用効率化等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、沖縄県経営体育成支援事業交付要綱（平成25年11月8日付け農政第1448号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第2条 本事業の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 本事業の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が定める日までに名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、本事業に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本事業に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して補助金の交付決定を行い、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金交付決定の通知を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第3条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した名護市農地利用効率化等支援事業補助金取下申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(事業の着手及び完了報告)

第6条 交付対象者は、工事又は機械等購入を伴う補助事業については、第4条第1項の交付決定の通知後、遅滞なく着手し、着手後速やかに名護市農地利用効率化等支援事業補助金着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に関わらず、交付対象者が交付決定の通知前に着手する必要がある場合にあつて

は、その理由を明記した名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 3 交付対象者は、第1項で届け出た工事のしゅん工又は機械の納品等が完了し、その物件の引き渡しを受けたときは、速やかに名護市農地利用効率化等支援事業補助金完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画変更、中止又は廃止の承認）

第7条 交付対象者は、第3条第1項の交付申請内容を変更しようとするとき（次項に定める軽微な変更を除く。）は、名護市農地利用効率化等支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

- 2 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

- 3 市長は、第1項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付し交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第8条 補助金は、第12条の規定により補助金の額が確定した後、交付対象者からの請求に基づき交付するものとする。ただし、事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

- 2 交付対象者は、前項ただし書の規定に基づき概算払いを受けようとするときは、名護市農地利用効率化等支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（事業遅延等の届出）

第9条 交付対象者は、当該事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに名護市農地利用効率化等支援事業補助金遅延等届出書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 市長は、事業の円滑な執行に必要があると認めるときは、交付対象者に対して、当該補助事業の遂行状況についての報告及びその内容を確認できる資料の提出を求めることができる。

（実績報告）

第11条 交付対象者は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までのいずれか早い日までに、名護市農地利用効率化等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を名護市農地利用効率化等支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）にて速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、交付対象者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月末日までに、同様

式により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書等の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市農地利用効率化等支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付対象者に補助金の額の確定の通知を行うものとする。

2 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金相当額（事業費の預託に係る利子等運用益を含む。）の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（精算払の請求）

第13条 交付対象者は、前条第1項の規定による確定通知を基に補助金の精算払を請求するときは、名護市農地利用効率化等支援事業補助金精算払請求書（様式第12号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、次に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象者が、法令及び要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付対象者が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、交付対象者に通知するものとする。また、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定に基づく補助金の返還及び延滞金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

4 市長は、交付対象者に対して、第1項第1号から第3号までの規定による交付決定の取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（成果目標の達成状況報告等）

第15条 交付対象者は、補助事業実施の翌年度から国実施要綱第3の3(2)で定める目標年度の翌年度まで、毎年市長の定める日までに補助事業の成果目標の達成状況を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは目標年度の翌年度以降も成果目標の達成状況を市長に報告しなければならない。

3 交付対象者は、第1項の規定による成果目標の達成状況報告において、補助事業の成果目標に対し全部又は一部に未達成の項目がある場合は、市長の求めに応じ、その理由や目標達成に向けた改善の取組み等を報告しなければならない。

- 4 交付対象者は、前項の報告内容を踏まえ、市長から改善に向けた指導等がある場合は、その内容に従い適切な対応を講じなければならない。

(財産の管理等)

第16条 交付対象者は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付対象者は、導入機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、事業で導入した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を作成し、整備及び保存しなければならない。また、作成した管理運営日誌又は利用簿等は、市長に各年度に少なくとも一度提出しなければならない。
- 3 交付対象者は、当該補助事業で導入した施設や機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等による被災に備えた措置を講じなければならない。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される期間に限定せず通年で加入等することとし、又当該機械等の処分制限期間は加入等を継続しなければならない。
- 4 交付対象者は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 取得財産等のうち、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具を処分制限期間内に処分しようとするときは、名護市農地利用効率化等支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第14号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 第2項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市に納付することを条件とすることがある。
- 4 交付対象者は、整備した導入機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該導入機械等の処分制限期間内に行うときは、第2項に準じ、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第18条 交付対象者は、補助事業についての帳簿及び証拠書類等を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付対象者は、前項の帳簿及び証拠書類等を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
- 3 交付対象者は、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分期間中、第1項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第15号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
農地利用効率化等支援事業補助金	交付対象者が名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の3/10以内	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費又は補助金30%を超える増減

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

別紙様式のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業の内容(計画)

3 経費の区分

区分	総事業費 (A+B+C+D)	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分				備考
			国庫補助金 (A)	その他 (B)	経営体負担経費		
					融資 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円 1	円	

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 融資 その他	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

6 添付書類

- (1) 事業費の根拠となる見積書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

名護市指令 第 号

住所
氏名 殿

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記の条件を付し、金 円を交付します。

年 月 日

名護市長

記

- 1 交付の対象となる事業内容は、 年 月 日付けで申請のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 交付対象者は、以下の法令等に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
 - (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則
 - (4) 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱
 - (5) 農地利用効率化等支援交付金実施要綱
 - (6) 沖縄県経営体育成支援事業交付要綱
 - (7) 名護市情報公開条例
 - (8) 名護市補助金等の交付に関する規則
 - (9) 名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱
- 3 交付対象者が上記 2 の法令等に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金取下申出書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、下記の理由により申請を取下げます。

記

（理由）

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金着手届（完了報告書）

名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり事業を着手（完了）したので届け出（報告し）ます

記

- 1 事業内容
- 2 着手年月日
- 3 完了（予定）年月日

※注 1 確認資料として、見積書、契約書、工程表、しゅん工届、納品書、工事完成引渡書等を添付する。

※資料作成時に朱書き部分は削除すること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定前着手届

名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記条件について承諾の上、交付決定前に事業を着手することを届け出ます

記

- 1 補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業において損失が生じた場合、損失の一切を自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた額が、交付申請額に満たない場合においても異議はない。
- 3 交付決定を受けるまでの期間において、計画変更は行わない。

（交付決定前着手の理由等）

整備内容	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手が必要な理由
	円			

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので承認して下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、その他については申請書記載のとおりとします。

※注 1 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。

※注 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別紙のとおり

※注 3 様式第 1 号別紙様式に準じて作成すること。

※注 4 変更に係る部分について、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※資料作成時に朱書き部分は削除すること。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

印

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり概算払による交付を受けたく請求いたします。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 概算払請求の理由

3 振込先

金融機関名		本店・支店名		種 目	口座番号（右詰めで記入）						
				1 普通							
銀行コード		本店・支店 コード		2 当座							
				3 決済							
フリガナ											
口座名義											

4 遂行状況（ 年 月 日現在）

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - { (B) + (C) }		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 迄予定出 米高	金額	〇月〇日 迄予定出 米高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

注 1 「区分」の欄には、様式第1号の別紙の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金遅延等届出書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記の理由により予定の期間内に完了しないため届け出ます。

※注 1 補助事業の遂行が困難である場合にあっては、「予定の期間内に完了しない」を「遂行が困難となった」と置き換えること。

記

1 遅延等の理由

※注 2 現在の状況と併せ遅延等の理由を詳細に記載すること。また必要に応じて事業の遂行状況が分かる資料を添付すること。

2 事業完了予定年月日

※注 3 提出日現在の事業完了予定年月日を記載すること。

※注 4 本届出をもって事業完了年月日の変更が認められるものではないことに留意すること。

※資料作成時に朱書き部分は削除すること。

様式第 9 号（第 11 条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

別紙様式のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業の内容（実績）

3 経費の区分

区分	総事業費 (A+B+C+D)	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分				備考
			国庫補助金 (A)	その他 (B)	経営体負担経費		
					融資 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 融資 その他	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

6 添付書類

- (1) 各事項の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び口座等の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金消費税仕入控除税額
報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号をもって交付決定のあった名
護市農地利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事
業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確
定額（ 年 月 日付け名護市達 第 号による額の確定通知額）

金	円
---	---
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金	円
---	---
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額

金	円
---	---
- 4 補助金返還相当額（※ 3 - 2）

金	円
---	---
- 5 当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかにならない場合、その状況
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由

（注）記載内容の根拠となる資料（消費税確定申告書の写し（要税務署の収受印）等）を添付すること。

様式第 11 号（第 12 条関係）

名護市達 第 号

住所
氏名 殿

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で補助金の交付決定を行った名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、実績報告書を精査したところ、適正であると認めることから名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

年 月 日

名護市長

記

指令額 金 _____ 円

確定額 金 _____ 円

印

記

2 振込先

4

様式第 13 号（第 14 条関係）

名護市指令 第 号

住所
氏名

殿

年度名護市農地利用効率化等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号で交付決定を行った名護市農地
利用効率化等支援事業補助金について、名護市農地利用効率化等支援事業補助金
交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので
通知します。

年 月 日

名護市長

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金交付取消額 金 _____ 円
- 3 （取消後）補助金交付決定額 金 _____ 円
- 4 補助金交付決定取消しの理由

年 月 日

名護市長 殿

住所
氏名

名護市農地利用効率化等支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け名護市達 第 号をもって補助金の額の確定を受けた名護市農地利用効率化等支援事業補助金について、取得又は効用が増加した施設等を処分（移転、更新、増築、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

※注 1 処分方法（移転、更新、増築、目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保）の別に応じ、「処分」を書き換え、括弧書き部分を削除すること。

記

1 処分する財産及び処分理由

(1) 財産の名称

(2) 処分方法

※注 2 移転、更新、増築、目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保の別を記入すること。

(3) 取得金額

※注 3 取得金額のうち、補助金額を括弧書きで記載すること。

(4) 取得年月日

(5) 処分（予定）年月日

(6) 処分理由

※注 4 詳細に記載すること。

2 1 の相手方（住所、氏名、使用目的及び条件等）

3 添付書類

(1) 財産管理台帳の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

※資料作成時に朱書き部分は削除すること。

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名： _____

市町村・地区名			名護市 ○○地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名 市事業名				農地利用効率化等支援事業 名護市農地利用効率化等支援事業					
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分 （円）					処分制限期間		処分の状況		摘 要	
	事業種目	交付対象者 名	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分 期限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
									国費	県費	市町村費	その他						
	小計																	
	小計																	
合 計																		

（注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 補助対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請とあわせて承認を受けている場合は、摘要欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
6 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類と併せて整備・保管すること。

名護市告示第127号

名護市景観まちづくり条例施行規則第21条第1項の規定に基づき、事前協議完了書を交付しましたので、同規則第21条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年 6月 4日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 対象事業の名称
(仮称)カヌチャ Condominium Hotel 計画
- 2 縦覧場所
名護市 建設部 建築住宅課

名護市告示第/28号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和8年6月5日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年6月5日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	仲宗根 優太	昭和57年11月21日	字田井等589番地 1

名護市告示第129号

平成16年2月13日付け名護市告示第5号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市世富慶区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年6月5日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

- 2 その内容

令和8年6月1日から、代表者を、名護市字世富慶26番地3 安里 順とする。

名護市告示第 130 号

名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基本台帳事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基本台帳事務処理要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基本台帳事務処理要綱の一部を改正する要綱

名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基本台帳事務処理要綱（令和３年告示第149－２号）の一部を次のように改める。

様式第１号中

「

支援措置を 求めるもの (現住所が 記載されて いるものに 限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等			
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上		
		住民票の写し等の交付（現住所地）		現住所	同上		
		住民票の写し等の交付（前住所地）		前住所			
		戸籍の附票の写しの交付（本籍地）		本籍			
		戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）		前本籍			
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	申し出者の氏名	氏名	生年月日	申し出者の氏名	氏名	生年月日	
備考	他の市町村（特別区を含む。）に所有する固定資産 ☐ あり（※過去に所有していた場合も含む。） ☐ なし						

- (注) ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法廷代理人、児童相談所長、児童福祉市移設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関に確認させていただくことがあります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

」

を

支援措置を 求めるもの (現住所が 記載されて いるものに 限る)	支援を求める事務			現住所等		
	住民基本台帳の閲覧			現住所	同上	
	住民票の写し等の交付 (現住所)			現住所	同上	
	除票の写し等の交付 (前住所)			前住所		
	戸籍の附票の写しの交付 (本籍)			本籍		
	戸籍の附票の除票の写しの交付 (前本籍)			前本籍		
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	生年月日	氏名	生年月日	申し出者の関係	氏名	生年月日
備考	他の市町村 (特別区を含む。) に所有する固定資産 ☐ あり (※過去に所有していた場合も含む。) ☐ なし					

- (注) ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法廷代理人、児童相談所長、児童福祉市移設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関に確認させていただくことがあります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。
 - 申出の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、支援措置を終了することがあります。

に改める。

- 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の名護市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者への支援に関する住民基本台帳事務処理要綱の規定により行われた支援措置は、この要綱の規定により行われた支援措置とみなす。

名護市公告第 22 号

令和 8 年度名護市地域密着型サービス事業者の公募について

令和 8 年 5 月 14 日

名護市長 渡具知 武豊



令和 8 年度 名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項等～別紙

令和8年度

名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項
(第9期整備計画分)

令和8年5月

名護市 福祉部 介護長寿課

【目次】

目次	1
1 公募の趣旨	2
2 公募する事業の種類、日常生活圏域、整備数等	2
3 応募要件	2-4
4 施設整備等の補助について	4-5
5 公募に関する手続	5-7
6 失格事項	7
7 公募スケジュール(予定)について	7-8
8 審査(評価)、事業予定者の選定方法	8
9 プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)の実施について	8-9
10 評価方法等について	9
11 選定後の手続き	9-10
12 問い合わせ先	10
別紙1	11
別紙2	11-12
別紙3	13-15

【添付書類】

・様式一式

1 公募の趣旨

名護市では、第10次あけみお福祉プラン「名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」に基づき、高齢者への福祉サービスの充実及び介護離職防止のため、地域密着型サービス事業所の整備を進めており、この公募は施設の整備を行う事業者を募集するものとします。なお、選考にあたっては、サービスの質、継続性の確保及び公正かつ公平性を確保する観点から、公募を経てプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施します。

2 公募する事業の種類、日常生活圏域、整備数等

種類	日常生活圏域	数
①認知症対応型共同生活介護	全圏域	2ユニット以内
②地域密着型特定施設入居者生活介護	全圏域	1カ所

※施設を新築、既存建物の改修・増改築のいずれでも構いません。

3 応募要件

本公募に応募する事業者は、次にあげる要件すべてに該当していること。

(1)資格

- ① 法人格を有し、沖縄県内において、老人福祉（老人福祉法、介護保険法又は社会福祉法）に関する事業を実施している事業者であること。
- ② 法人及び役員等が社会福祉法（昭和26年法律第45条）第72条、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- ③ 法人及び法人代表者が国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（市県民税（特別徴収・普通徴収）、法人市民税、固定資産税）を滞納していないこと（直近3年間）。
- ④ 応募事業者自らが開設し、指定を受けるものであること。
- ⑤ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込めること。
- ⑦ 過去3年間で都道府県や市町村から法人に対して文書にて通知されている指摘事項や指定保留等について、未対応や改善報告書等の未提出がないこと。また、過去6年間で法人運営・施設運営等に関して介護保険法や老人福祉法の行政指導や行政処分

等を受けたことがないこと。

(2)立地・用地・建物について

- ① 立地について、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。
- ② 建設用地については、事業者が所有していること又は取得が確実に見込まれること。
また施設等用地は特例として借地も可能だが、当該事業の存続に必要な十分な期間の賃貸借契約又は地上権等の設定をすること。
※概ね10年以上(建物を賃貸借して事業を実施する場合も同様とする。)
※売買契約予定又は借地契約予定等の事業者が所有していない土地の場合は、応募時点で契約を締結している必要はないが、予定事業者として決定された後に契約を締結する旨を、書面で確約しておくこと。(借地の場合の地上権等の設定及び登記の契約も同様)
- ③ 建設用地については、原則として、当該事業以外の目的による抵当権その他の当該事業の利用を制限する恐れのある権利が設定されていないこと。
- ④ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づいて指定された農用地区域でないこと。若しくは、建設時まで指定の解除が見込まれること。
- ⑤ 建設用地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律57号)に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ⑥ 建設用地が津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づいて指定された津波災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
※ただし、既存施設の申請等のやむを得ない事情がある場合は非常災害対策計画において津波災害対策を明記し、避難訓練を行うなど入所者等の安全確保を適切に図る体制が構築されていること。
- ⑦ 新築される建物については、応募事業者の自己所有であること。
- ⑧ 建物(施設)は名護市景観まちづくり条例(平成25年名護市条例第10号)の各規定に適合すること。

(3)基準の遵守

- ① 「名護市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年名護市条例第8号)」、「名護市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年名護市条例第9号)」このほか、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等その他の関係法令等を遵守すること。
- ② 「地域密着型特定施設入居者生活介護」については、有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅において、国や沖縄県の条例や指針等に沿っている施設及び運営であること。新設の有料老人ホーム等の場合は、沖縄県との調整も行い届け出等を自己で行うこと。

- ・厚生労働省が定める有料老人ホームの設置運営標準指導指針
- ・沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱

4 施設整備等の補助金について

今回公募に係る地域密着型サービス事業等の整備については、沖縄県の地域医療介護総合確保基金事業を活用した補助金となるため、令和8年度以降の補助金額及び対象項目等について現時点では未定となっております。また状況によっては採択されない場合も考えられ、補助金は財源として見込めないため、公募では自己資金等で事業を遂行できる計画とし、補助金は二次的な活用としてください。なお、補助金等が不採択となった場合、市の単独補助は行いませんので、応募事業者において十分に対応できるよう計画をお願いします。

《参考》

①沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(地域密着型サービス等整備助成事業)

補助金の対象施設	補助単価
認知症対応型共同生活介護	41,500千円×施設数
地域密着型特定施設入居者生活介護	5,530千円×整備床数

対象経費：地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

②沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

補助金の対象施設	補助単価
認知症対応型共同生活介護	1,036千円×定員数
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,036千円×定員数

対象経費：特別養護老人ホーム等の円滑な開所(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト型事業所の設置の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。※開設前6月以内の経費に限る。

※※※補助金を検討している場合は下記の各号についても留意すること。※※※

- (1) 施工業者の選考の際は、市が行う公共工事に準じて競争入札等を行わなければならないため、事前に施工業者を任意で決定することはできません。
- (2) 事業所の建設工事の公告、入札、契約行為は、補助金交付決定後となります。
- (3) 原則として、交付申請した年度の2月末までに、完了させることが条件になります。(補助事業は補助事業者への補助金の振込をもって完了とするため、工事の検査・事業の実績報告・補助金申請等の事務を考慮し工事については、1月末までに完了する必要があります。)
- (4) 補助金の額は変更になる場合があります。(今後、補助制度の大幅な変更や廃止となる場合もありえることから、事業実施に際して、補助金の交付及び補助額を確約するもの

ではありません。)

- (5) 補助金で整備した施設・設備等の財産を処分(目的外使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供す・取り壊す等)するにあたっては、別途財産処分に関する事前承認が必要となり、補助金の一部または全額を返還していただくこともありますのでご注意ください。また補助金で整備した施設を増改築または改修する場合においても同様となります。

◇補助金を活用しない場合は、着工時期等に制限はありません。

5 公募に関する手続

(1)参加表明書

公募に当たっては、必ず、参加表明書(様式第1号)を提出してください。

なお、参加表明書が未提出の場合は応募書類を受理いたしませんのでご注意ください。

① 提出期限等

提出期限 : 令和8年6月22日(月)午後5時まで(必着)

提出部数 : 1部

提出方法 : 介護長寿課窓口へ持参または郵送により提出してください。

郵送先→〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

名護市 福祉部 介護長寿課

- ② 参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、参加表明取下書(様式第2号)を速やかに提出してください。

(2)質問の受付及び回答

事業者は、本公募要項に関し不明な点がある場合、質問書(様式第3号)へ要旨を簡潔にまとめ、下記の方法により提出してください。

なお、質問書到着後、質問の内容に関して本市より、確認を行う場合があります。

①受付期間等

受付期間 : 令和8年5月22日(金)から6月30日(火)午後5時まで(必着)

受付方法 : 質問書により電子メールにて受付することとし、次のアドレスへ件名を次のとおりにして送信してください。また、送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話にて連絡してください。

ア 質問書送付先のE-Mail: <kaigochoujyu@city.nago.lg.jp>

イ 件名:「【質問(事業者名)】名護市地域密着型サービス整備事業者公募について」

②回答方法等

質問を受けた翌日から数えて5日(開庁日)程度で、質問及び回答内容を名護市ホームページへ掲載します。

③その他

当該質問書以外(電話、口頭等)での質問、締切後の質問等は受け付けません。

(3)応募書類の事前相談

参加表明書を提出した事業者については、提出後日に応募書類について事前相談を実施します。その際は指定の書類をご持参ください。相談はあくまでも計画提出時に提出が必要な書類等について、確認する内容となります。提案内容についての助言や相談は行いません。事前相談にて提出書類の確認を行った後、応募書類の準備を行ってください。

①事前相談期間等

相談受付期間：令和8年6月15日(月)から6月26日(金)午後5時まで(必着)
提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前9時から午後5時までとする。(期限厳守)

提出部数：1部 ※写しでも可。

相談方法：介護長寿課窓口へご持参いただき、指定された書類で相談を受け付けます。(要連絡)。

②確認書類

別紙1「事前相談書類について」をご持参ください。

(4)応募書類等の提出

参加表明書(様式1)を提出した者は、事前相談で書類を確認後、応募書類を作成し、提出期間内に提出してください。

①提出期間等

提出期間：令和8年7月1日(水)から7月15日(水)午後5時まで(必着)
提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。(期限厳守)

提出部数：9部(正本1部、副本8部) ※副本は写しでも可。

提出方法：介護長寿課窓口へ持参し提出してください(要連絡)。
※郵送による書類の受付はしません。

②応募書類等

ア 別紙2「応募書類等について」を参照してください。

イ 提出書類は、原則として、A4縦型左綴じとし(図面等はA4に折りたたむ)、表紙並びに背表紙に「名護市地域密着型サービス事業者申込書」「法人名」「正本」又は「副本」と記載し、各書類等の項目毎に台紙を挟み、これにインデックスを貼付して縦長A4フラットファイル等に綴じてください。

③応募に関する留意事項

- ア 応募書類に不足・不備等がある場合は、受付けすることができないため、事前相談で必ず書類を確認し、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- イ 応募書類は、理由を問わず返却いたしません。
- ウ 公募に係る費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- エ 他の応募事業者に関しての問い合わせについては、一切応じません。
- オ 応募書類提出後に公募を辞退する場合は、辞退届出書(様式第13号)を速やかに提出してください。
- カ 応募に当たり、用地(建物)の権利者又は地域住民等との間で交わした確約書等につき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また求償権等の行使についても同様とします。
- キ 応募事業者は、応募書類の提出をもって本公募要項を熟知し、これを承諾したものとみなします。
- ク 選定にあたって本市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。
- ケ 応募書類は、名護市情報公開条例に基づき公開することがあります。

6 失格事項

- (1) 提出書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- (2) 老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法等、各種関連法令等に違反していることが判明した場合。
- (3) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。
- (4) 公募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が市の職員に対して直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合。
- (5) 公募期間終了後において応募事業者が前記の応募要件などを満たさなくなった場合。
- (6) 指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合。

7 公募スケジュール（予定）について

内 容	期 間
公告日、資料配付日	令和8年5月14日
参加表明書提出期限	令和8年6月 22 日午後5時まで
質問受付期間	令和8年5月22日～6月30日
事前相談受付期間	令和8年6月 15 日～26 日まで
応募書類提出期間	令和8年7月1日～7月15日
一次審査（書類審査）	令和8年8月上旬

二次審査(プレゼン等)・選定	令和8年8月中旬
選定結果通知	令和8年9月上旬
事前協議等	令和8年9月中旬～

(注) 上記の日程は、あくまでも予定であり、都合により日程の変更が生じる場合があります。

8 審査（評価）、事業予定者の選定方法

事業予定者の決定は、「名護市指定地域密着型サービス事業法人プロポーザル選定委員会(以下選定委員会という。)」が選定し、「名護市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営会議(以下運営会議という。)」による意見等を踏まえ、市長が決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

応募事業者から提出された応募書類を基に、書類の確認や応募要件等を満たしているか事務局で書類審査を実施します。また、必要に応じ税理士へ財政状況の確認や現場確認等を行うこともあります。審査後、一次審査結果を通知いたします。(国及び沖縄県の指針や名護市の条例で定める人員基準、設備及び運営に関する基準を満たしていない場合は選外となります。)

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1)の一次審査を通過した事業者については、二次審査として様式5号「地域密着型サービス事業計画書」の内容を基に施設運営方針等に関するプレゼンテーションを行っていただきます。選定委員会が、ヒアリングを行い総合的に評価を実施、選定いたします。

(3) 結果通知

選定結果については、二次審査に参加した全応募事業者へ文書で通知いたします。

(4) 事業者の公表

事業予定者選定後、選定した事業者名、事業予定地等を名護市ホームページにて公表いたします。なお、応募事業者の申請内容については、公表いたしません。

(5) その他

- ①審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。
- ②審査、選定の結果について、本市は一切の異議申し立てに応じません。
- ③応募がなかったとき又は事業予定者が選定できなかったときは、後日改めて公募を行う場合があります。
- ④選定後に辞退者があった場合には、次点の事業者を繰り上げて予定者とする場合があります。

9 プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)の実施について

- (1) 開催日時：第一次審査通過事業者へ直接連絡します。 ※8月中旬予定
- (2) 開催場所：名護市役所(詳細は別途、通知します。)
- (3) 参加人数：3人以内とします。
- (4) 提案時間：1法人当たり、プレゼンテーション20分程度、ヒアリング30分程度の計50分程度。
※所要時間については、変更になる可能性があります。
- (5) その他：
 - ①プレゼンテーションは、非公開とします。
 - ②プレゼンテーションは、参加者の内1人は応募事業者の代表者または管理者(予定)の参加とします。
 - ③プレゼンテーションは、提出した事業計画書をもとに行ってください。
なお、追加提案の説明や追加資料の配布等は認めません。
 - ④プレゼンテーションの際にパワーポイント等で説明する場合は、応募書類提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参することとします。プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備いたします。

10 評価方法等について

評価方法等については次のとおりです。

- (1) 選定委員会が、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、総合的に評価を実施、事業者を選定いたします。
- (2) 評価項目は別紙3「評価項目等」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを順位1位とします。なお、同点の者があった場合は、次の方法で順位を決することとします。
 - ① 委員の順位の1位の獲得数が多い事業者(1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者)
 - ② ①で決まらない場合、委員の多数決(同数の場合は委員長の決による。)
- (3) 満点を委員1人あたり200点とし、最低基準点は120点×委員数とします。
- (4) 応募事業者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、事業予定者とします。
- (5) 評価の経緯に関する質問には一切応じられません。

11 選定後の手続き

- (1) 事業予定者は、選定後、速やかに沖縄県等関係部署・機関との図面調整、開発許可申請、農地転用、農振除外等を建設開始前等までに行う必要があります。
- (2) 事業計画等に変更がある場合は、その旨市へ届出を行い、協議及び承認を得る必要があります。但し、市の承諾なく計画内容を変更した場合や応募内容と実際の事業計画等

(3) 選定後、建設予定地及び建物について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関との協議を行っていない場合は、事業予定者の選定を取り消す場合があります。

※選定結果は、指定を確約するものではありません。(指定基準に適合しない場合は指定を行いません。)

(5) 本市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、運営会議の承認を経て、指定します。

市 福 介 介
名 護 社 護 護
市 部 長 認
福 部 課 定
介 係
護 係

E - Mail : kaigochouiyu@city.nago.lg.jp 担当:前西



(要項5(3)②関係)

別紙1 事前相談書類について

事前相談書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

様式	提出書類の名称	備考
様式第7号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書	
任意様式	図面(位置図・配置図・平面図)	
任意様式	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し等)	

(要項5(4)②関係)

別紙2 応募書類等について

応募書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

インデックス No.	様式	提出書類の名称	備考
①	様式第4号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募申込書	
②	様式第5号	地域密着型サービス事業計画書	
③	様式第6号	宣誓書	
④	様式第7号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書	
	様式第7号2	注) 法人の預金通帳の写し等	
⑤		法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)	直近3ヶ月 以内
		法人印鑑証明	
⑥		定款(写し可)	
		注) 写しの場合は原本証明	
⑦	様式第8号	代表者の履歴書	
⑧	様式第9号	管理者の履歴書	
⑨	様式第10号	役員名簿及び評議員名簿	
		注) 社会福祉法人の場合のみ添付	
⑩	任意様式	図面(位置図・配置図・平面図)	
		施設建設見積書、設計監理見積書、設備整備や備品等見積書等※写し可、詳細な内訳がわかるもの	
⑪	様式第11号	収支計画書【建設年度】	
⑫	様式第11号-2	収支計画書【開設初年度】	
⑬	様式第11号-3	収支計画書【開設2年目】	

⑭	様式第 11 号-4	収支計画書【開設3年目】	
⑮	様式第12号	償還計画表	
		注) 借入を予定している場合、作成すること	
⑯	任意様式	開設施設運営規程	
		注) 作成済みの場合添付	
⑰	任意様式	過去3年間(令和5年度～7年度)の法人の貸借対照表及び収支計算書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類	直近3ヶ年分
		注) 法人税申告書一式等(写し可) 写しの場合は原本証明を要する。	
⑱	任意様式	過去3年間(令和5年度～7年度)の法人の事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにすることができる書類	直近 3 ヶ年分
⑲	任意様式	法人及び法人代表者の国税、県税、市税の滞納のない証明書等	直近3ヶ年分
		注) 本市に課税がない場合は、その理由を添え任意の誓約書を提出すること	
⑳	任意様式	過去 3 年間の法人監査、施設監査、運営(実地)指導等の指摘事項及びその改善報告書	直近3ヶ年分
㉑	任意様式	地元自治会、隣接地権者、周辺住民への説明内容についての調書(事業所予定地の自治会長等の同意書等)	
㉒	任意様式	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し、借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意書等)	
		注) 地上権又は賃貸借に係る合意書(個人・自治会)	
㉓	任意様式	建築確認申請前の調整事項に関する届出	
		注) 届出がある場合のみ添付	
㉔	任意様式	計画全体の工程表	
		その他必要な書類(市長が必要と認めた場合)	

(要項10(2)関係)

別紙3 評価項目等

評価項目	配点	評価基準及び着眼点
応募の動機 運営理念、基本方針	20	◇応募の動機について ◇運営理念について ・介護保険制度の理念及び地域密着型サービスの意義を理解しており、運営理念に盛り込まれているか。 ◇本市の高齢者施策の一翼を担うことについて ・名護市の介護の現状や問題点を把握・理解し、改善や発展についての提案がされているか。 ◇事業所独自の提案について (※グループホーム応募者は下記についても含めて記載してください。) →認知症ケアに対する考え方
災害等への対策	10	◇非常災害対策について ・災害時の対応マニュアル（計画）の整備や職員への周知（研修や訓練）は整えているか。 ・災害時に備えて地域住民との連携や関係機関への連絡等が行われる体制に努めているか。 ・災害時に対応できる備蓄等の体制はあるか。
安心・安全への対策	35	◇衛生管理等について ・施設等の衛生的な管理に努めているか。 ・感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じられているか。（指針、検討委員会、研修や訓練等） ◇医療機関等との連携について ・協力医療機関が定められているか。 ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。 ◇事故防止対策について ・事故が発生した場合の対応方法についてマニュアル等定めているか。 ・再発防止の対策への体制が整えられているか。（記録や報告、会議の開催等） ◇業務継続計画の策定について ・災害時、感染症発生時の業務継続計画の策定、研

		修や訓練を行っているか。 ◇身体的拘束や高齢者虐待を防ぐための方策について ・身体的拘束や虐待防止のための事業所内の体制や委員会を整えているか。 ・身体的拘束や虐待の防止のための指針の作成、従業員に対し、周知や研修を行っているか。
人材確保、育成	3 5	◇人員を確保するための方策について ・職員配置計画および職員確保に対する考え方は適切か。 ・福祉学習、実習等の受入が行われているか。 ◇職員に対する研修等の育成方針について ・職員の資格取得支援について取り組んでいるか。 ・職員の研修は十分に行われているか。 ◇職員の定着率向上のための取り組みについて ・職員の離職防止を図り、職員の定着状況の安定に努めているか。 ・働きやすい環境作りに努めているか。 ・独自で処遇について対応していることはあるか。
地域との連携及び交流	2 0	◇地域住民や字区との連携及び交流について ・地域住民やボランティア団体との連携、協力体制に努めているか。 ・保育所、各種学校等との交流は行われているか。 ◇地域に開かれたサービスの提供について ・運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。
事業所の立地、環境状況	3 0	◇隣接地権者、事業所予定地の字区、周辺住民への説明及び同意について ・事業予定地の土地所有者、建物所有者、隣接地権者、地域住民及び自治会等からの協力は得られるか。 ◇立地環境について ・建設予定地として適切か。 ・道路状況、交通事情等に問題がないか。 ・津波災害警戒や洪水浸水想定区域等ではないか。 ◇入所者の生活環境について

		・指定基準を満たしているか。 ・利用者やその家族、個人の尊厳を尊重し、かつ対応する職員に配慮した生活環境になっているか。
安定的な運営	30	◇過去3年間の法人収支について ・資金収支差額がマイナス計上されていないか。 ◇建設年度と開設3ヶ年の収支計画について ・新施設の建設(改修)費用の資金を確保できるか。 ◇事業計画書や事業概要調書について ・施設整備の工程は適正か。 ・実現可能な事業計画になっているか。
介護サービス事業の実績	10	◇介護保険施設、介護保険事業所、医療機関等での事業実績があるか。 ・サービス種別、期間、地域等 ・指摘事項等への対応は適切か。
プレゼンテーションの評価	10	◇応募内容を簡潔かつ明確に説明しているか。 ◇委員の質疑に対する的確に回答しているか。 ◇その他

満点:200

応募書類及び様式一覧

注) 事前相談または応募書類及び添付書類の提出については、公募要項 P11～12「別紙1 事前相談書類について」、「別紙2 応募書類等について」を参照すること

	様式	名称	提出書類				備考
			提出が必須			状況に応じて	
			申込時	事前相談時	応募書類提出時	随時	留意事項
①	第1号	参加表明書	○				
②	第2号	参加表明取下書				○	
③	第3号	質問書				○	
④	第4号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募申込書			○		
⑤	第5号	地域密着型サービス事業計画書			○		
⑥	第6号	宣誓書			○		
⑦	第7号	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書		○	○		法人の預金通帳の写し等
⑧	第7号2	名護市地域密着型サービス整備事業者応募事業概要調書(人員の配置・確保計画等)		○	○		
⑨	第8号	代表者履歴書			○		
⑩	第9号	管理者履歴書			○		
⑪	第10号	役員名簿及び評議員名簿				○	社会福祉法人のみ提出
⑫	第11号	収支計画書【建設年度】			○		
⑬	第11号-2	収支計画書【開設初年度】			○		
⑭	第11号-3	収支計画書【開設2年目】			○		
⑮	第11号-4	収支計画書【開設3年目】			○		
⑯	第12号	償還計画表			○		借入予定の場合のみ提出
⑰	第13号	名護市地域密着型サービス事業者応募辞退届書				○	
⑱		図面(位置図・配置図・平面図等)		○	○		
⑲		事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し、借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意等)		○	○		地上権又は賃貸借に係る合意書等
⑳		開設施設運営規程				○	作成済みの場合のみ添付
㉑		施設建設見積書、設計監理見積書、設備整備見積書等(写し)			○		
㉒		法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)			○		直近3ヶ月以内
㉓		法人印鑑証明書			○		直近3ヶ月以内
㉔		定款			○		写しの場合は原本証明を要す
㉕		過去3年間の法人の貸借対照表及び、収支計算書等その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類(法人税申告書類一式等)			○		直近3ヶ年以内 写しの場合は原本証明を要す
㉖		過去3年間の法人の事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにすることができる書類			○		直近3ヶ年以内

㊦		法人及び法人代表者の国税、県税、市税の完納証明書 (過去3カ年分)			○		本市に課税がない場合は、 その理由を添え任意の誓 約書を提出すること。
㊧		過去3年間の法人監査、施設監査、運営(実地)指導等の 指摘事項及びその改善報告書			○		
㊨		隣接地権者、地元自治会、周辺住民への説明内容につ いての調書(事業所予定地の自治会長等の同意書等)			○		
㊩		建築確認申請前の調整事項に関する届出				○	届出がある場合のみ添付
㊪		計画全体の工程表			○		

参加表明書

名護市長 殿

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

私は、「令和8年度 名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項」の応募資格に該当することを誓約し、下記事業プロポーザルについて参加する旨表明をします。

参加を希望する 地域密着型サービスの種類 ※該当するサービスに○してください。		認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
法人名		
所在地		
代表者名		
連絡先	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	FAX	
	E-Mail	

- (1) 直接持参又は郵送で令和8年6月22日(月)午後5時(必着)までに提出すること。
- (2) 本表明書の提出がない場合、応募申込書は受付けできません。

年 月 日

参加表明取下書

名護市長 殿

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

先に「参加表明書」を提出しておりましたが、下記の理由により参加表明書を取り下げます。

記

地域密着型サービスの種類 ※該当するサービスに○してください。	認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
取り下げる理由	

質 問 書

年 月 日

名護市長 殿

所在地

法人名

代表者名

担当者名

電話番号

E-Mail

質問事項	質問内容

★ 質問内容が複数ある場合は箇条書きにする等、簡潔に記載してください。

年 月 日

名護市地域密着型サービス整備事業者応募申込書

名護市長 殿

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

事務担当者名

電話番号・
FAX

E-Mail

「令和8年度 名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項」に基づき申し込みます。また、申し込みに当たっては、下記の確認事項を確認し、遵守します。

なお、応募書類に記載のある個人情報等については、市が上記要項に規定する基準の適合を確認するために、関係機関等への照会等に使用することについて了承します。また、提出する書類に記載された全ての者に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人が応募する地域密着型 サービス事業の種類 ※該当するサービスに○してください。	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護
---	------------------------------------

【確認事項】

(1)「令和8年度名護市地域密着型サービス整備事業者公募要項」の3 応募要件全てに該当していること。

(2)プレゼンテーション(二次審査)については、一次審査(書類選考)を通過した法人へ連絡を行う。

地域密着型サービス事業計画書

1. 応募の動機、運営理念、基本方針	
応募の動機について	
運営理念について	
本市の高齢者施策の一翼を担うことについて	
事業所独自の提案について ※グループホームは「認知症ケアに対しての考え方」についても記載	
2. 災害等への対策	
非常災害対策について	
3. 安心・安全への対策	
衛生管理等について	
医療機関等との連携について	
事故防止対策について	
業務継続計画の策定について	
身体的拘束や高齢者虐待を防ぐための方策について	
4. 人材確保、育成	
人員を確保するための方策について	

職員に対する研修等の育成方針について	
職員の定着率向上のための取り組みについて	
5. 地域との連携及び交流	
地域住民や字区との連携及び交流について	
地域に開かれたサービスの提供について	
6. 事業所の立地、環境状況	
隣接地権者、事業所予定地の字区、周辺住民への説明及び同意について	
立地環境について	
入所者の生活環境について	
7. 安定的な運営	
過去3年間の法人収支について	※提出書類にて内容を確認しますが、特記事項がある場合は記載してください。
建設年度と開設3ヶ年の収支計画について	※提出書類にて内容を確認しますが、特記事項がある場合は記載してください。
事業計画書について	
8. 介護サービス事業の実績	
法人及び法人代表者の介護保険施設及び介護保険事業所、または医療機関における実績・経験について	

※適宜、枠調整を行い記入してください。

年 月 日

宣 誓 書

名護市長 殿

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

名護市が実施する「令和8年度 名護市地域密着型サービス整備事業者公募」に応募するに当たり、当法人及び当法人の役員等が以下のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

- 1 社会福祉法(昭和26年法律第45条)第72条の規定
- 2 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

役員等名簿			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	押印
	役職名・呼称		

【備考】 役員等:法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び事業所を管理する者について記入・押印し、宣誓してください。

名護市地域密着型サービス整備事業計画概要調書

1. 施設計画について

ふりがな		ふりがな	
法人名		代表者名	
所在地			
実施予定事業	☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
事業所名（仮称）			
施設長（管理者）予定者		定員	名
事業所予定地	〒		
敷地面積	m ²	(土地) 抵当権	☐ あり ☐ なし
土地の権利	☐ 自己所有（ ☐ 買収予定 ☐ 購入済） ☐ 賃貸借（ 年）		
建設の権利	☐ 自己所有（ ☐ 建設予定 ☐ 既存 ☐ 購入予定） ☐ 賃貸借（ 年）		
建築面積	m ²	延床面積	m ²
建物構造	造	階数	階建
併設施設	☐ あり（ ） ☐ なし		
整備費補助金	☐ 希望する（建設費 ・ 開設準備金） ☐ 希望しない		
着工予定年月日		工事内容	☐ 新築 ☐ 増改築
竣工予定年月日		開設予定年月日	

2. 事業費及び財源について

区分	金額	内訳		
		借入金	補助金	自己資金
建築費				
設備費				
用地取得				
建物取得				
運転資金				
合計				

※事業費及び財源の金額は、様式第11号・第12号や見積等添付資料との数字の整合性をとること

※自己資金の確認のため、法人の預金通帳の写し（法人名及び残高が確認できる資料）等別紙添付してください。

3. 人員の配置・確保計画について

(1)職員の採用及び配置方針(職員確保の方策も含めて記載してください。)

--

(2)職種別の配置人員内訳

(人)

職 種	計画施設の配置人員数				常勤換算後の人数	夜間勤務職員数
	常勤職員		非常勤職員	計		
	職員数	内兼務職員数	職員数			
施設長又は管理者						
生活相談員又は計画作成担当者						
介護支援専門員						
機能訓練指導員						
看護師						
准看護師						
介護職員						
事務員						
合計						

※1 提出日現在(配置予定人数を記入してください。)

※2 兼務職員は本来の職種及び兼務先職種の兼務職員数に各々計上してください。

※3 独自の職員配置基準がある場合には、基準表を添付してください。

代表者履歴書

年 月 日作成

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日 (満 歳)
住 所	〒	

《学歴》

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日～ 年 月 日	卒 年退

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》(例:民生委員・任意団体等の役員歴)

勤 務 先 等	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《資格・免許》

名 称 (種 別)	登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		取 扱 機 関
	年 月 日	No.	

《他の理事予定者との関係》

氏 名	関 係

※歴については、欄の上から古い順に記載すること

※役員(理事・監事)の各種要件に該当する職歴等は必ず記入すること

※適宜、枠調整を行い記入してください。

管理者履歴書

年 月 日作成

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日 (満 歳)
住 所	〒	

《学歴》

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日～ 年 月 日	卒 年退

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》（例：民生委員・任意団体等の役員歴）

勤 務 先 等	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《資格・免許》

名 称（種 別）	登録年月日及び登録番号		取扱機関
	年 月 日	No.	

《他の理事予定者との関係》

氏 名	関 係

※歴については、欄の上から古い順に記載すること

※役員（理事・監事）の各種要件に該当する職歴等は必ず記入すること

※適宜、枠調整を行い記入してください。

✱

年 月 日現在

[illegible]

年 月 日現在

[illegible]

※適宜、枠調整を行い記入してください。

収支計画書
【建設年度】

(自) 〇〇年〇〇月〇〇日 (至) 〇〇年〇〇月〇〇日

法人名

(単位:円)

勘定科目		予算額	備考
	介護保険事業収入		
	施設介護料収入		
	介護報酬収入		
	利用者負担金収入(公費)		
	利用者負担金収入(一般)		
	居宅介護料収入		
	(介護報酬収入)		
	介護報酬収入		
	介護予防報酬収入		
	(利用者負担金収入)		
	介護負担金収入(公費)		
	介護負担金収入(一般)		
	介護予防負担金収入(公費)		
	介護予防負担金収入(一般)		
	地域密着型介護料収入		
	(介護報酬収入)		
	介護報酬収入		
	介護予防報酬収入		
	(利用者負担金収入)		
	介護負担金収入(公費)		
	介護負担金収入(一般)		
	介護予防負担金収入(公費)		
	介護予防負担金収入(一般)		
	居宅介護支援介護料収入		
	居宅介護支援介護料収入		
	介護予防支援介護料収入		
	利用者等利用料収入		
	施設サービス利用料収入		
	居宅介護サービス利用料収入		
	地域密着型介護サービス利用料収入		
	食費収入(公費)		
	食費収入(一般)		
	居住費収入(公費)		
	居住費収入(一般)		
	その他の利用料収入		
	その他の事業収入		
	補助金事業収入		
	市町村特別事業収入		
	受託事業収入		
	その他の事業収入		

勘定科目		予算額	備考
	〇〇事業収入		
	〇〇事業収入		
	その他の事業収入		
	補助金事業収入		
	受託事業収入		
	その他の事業収入		
	〇〇収入		
	〇〇収入		
	借入金利息補助金収入		
	経常経費寄附金収入		
	受取利息配当金収入		
	その他の収入		
	受入研修費収入		
	利用者等外給食費収入		
	雑収入		
	流動資産評価益等による資金増加額		
	有価証券売却益		
	有価証券評価益		
	為替差益		
	事業活動収入計(1)		
	人件費支出		
	役員報酬支出		
	職員給料支出		
	職員賞与支出		
	非常勤職員給与支出		
	派遣職員費支出		
	退職給付支出		
	法定福利費支出		
	事業費支出		
	給食費支出		
	介護用品費支出		
	医薬品費支出		
	診療・療養等材料費支出		
	保険衛生費支出		
	医療費支出		
	被服費支出		
	教養娯楽費支出		
	日用品費支出		
	保育材料費支出		
	本人支給金支出		
	水道光熱費支出		
	燃料費支出		
	消耗器具備品費支出		
	保険料支出		
	賃借料支出		

勘定科目		予算額	備考
	教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車両費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損		

勘定科目		予算額	備考
		徴収不能額	
		事業活動支出計(2)	
		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	
		施設整備等補助金収入	
		施設整備等寄附金収入	
		施設整備等寄附金収入	
		設備資金借入金元金償還寄附金収入	
		設備資金借入金収入	
		固定資産売却収入	
		車輛運搬具売却収入	
		器具及び備品売却収入	
		〇〇売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
		〇〇収入	
		施設整備等収入計(4)	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	
		固定資産取得支出	
		土地取得支出	
		建物取得支出	
		車輛運搬具取得支出	
		器具及び備品取得支出	
		〇〇取得支出	
		固定資産除却・廃棄支出	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	
		その他の設備整備等による支出	
		〇〇支出	
		施設整備等支出計(5)	
		施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	
		長期運営資金借入金収入	
		長期貸付金回収収入	
		投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		退職給付引当資産取崩収入	
		長期預り金積立資産取崩収入	
		〇〇積立資産取崩収入	
		事業区分間長期借入金収入	
		拠点区分間長期借入金収入	
		事業区分間長期貸付金回収収入	
		拠点区分間長期貸付金回収収入	
		事業区分間繰入金収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
		法人設立時基本財産寄附金収入	

勘定科目			予算額	備考
その他の活動による収支		〇〇収入		
		その他の活動収入計(7)		
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出		
		長期貸付金支出		
		投資有価証券取得支出		
		積立資産支出		
		退職給付引当資産支出		
		長期預り金積立資産支出		
		〇〇積立資産支出		
		事業区分間長期貸付金支出		
拠点区分間長期貸付金支出				
事業区分間長期借入金返済支出				
拠点区分間長期借入金返済支出				
事業区分間繰入金支出				
拠点区分間繰入金支出				
その他の活動による支出				
基本財産定期預金支出				
〇〇支出				
	その他の活動支出計(8)			
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)				
予備費支出(10)				
当期資金収支差額(11) = (3) + (6) + (9) - (10)				
前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11) + (12)				

※適宜、勘定科目の調整及び積算について確認を行い記入すること。

収支計画書

【開設初年度】

(自) ○○年○○月○○日

(至) ○○年○○月○○日

法人名

(単位:円)

勘定科目	予算額	備考
介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入		

勘定科目		予算額	備考
	○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入		
	○○収入 ○○収入		
	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
	事業活動収入計(1)		
	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保険衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出		
	本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出		

勘定科目		予算額	備考
	教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車両費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損		

勘定科目		予算額	備考
	徴収不能額		
	事業活動支出計(2)		
	事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)		
施設整備等による収支	収入		
	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入		
	施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入		
	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
	設備資金借入金収入		
	固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入 その他の施設整備等による収入 〇〇収入		
	施設整備等収入計(4)		
施設整備等による収支	支出		
	設備資金借入金元金償還支出		
	固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		
	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の設備整備等による支出 〇〇支出		
	施設整備等支出計(5)		
	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)		
その他の活動による収支	収入		
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		
	長期運営資金借入金収入		
	長期貸付金回収収入		
	投資有価証券売却収入		
	積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		
	事業区分間長期借入金収入		
	拠点区分間長期借入金収入		
	事業区分間長期貸付金回収収入		
	拠点区分間長期貸付金回収収入		
	事業区分間繰入金収入		
	拠点区分間繰入金収入		
	その他の活動による収入 法人設立時基本財産寄附金収入		

勘定科目			予算額	備考
その他の活動による収支		〇〇収入		
		その他の活動収入計(7)		
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出		
		長期貸付金支出		
		投資有価証券取得支出		
		積立資産支出		
		退職給付引当資産支出		
		長期預り金積立資産支出		
		〇〇積立資産支出		
		事業区分間長期貸付金支出		
		拠点区分間長期貸付金支出		
		事業区分間長期借入金返済支出		
拠点区分間長期借入金返済支出				
事業区分間繰入金支出				
拠点区分間繰入金支出				
その他の活動による支出				
基本財産定期預金支出				
〇〇支出				
	その他の活動支出計(8)			
	その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			
予備費支出(10)				
当期資金収支差額(11) = (3) + (6) + (9) - (10)				

前期末支払資金残高(12)		
当期末支払資金残高(11) + (12)		

※適宜、勘定科目の調整及び積算について確認を行い記入すること。

収支計画書

【開設2年目】

(自) ○○年○○月○○日

(至) ○○年○○月○○日

法人名

(単位:円)

勘定科目	予算額	備考
介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入		

勘定科目		予算額	備考
	○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入		
	○○収入 ○○収入		
	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
	事業活動収入計(1)		
	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保険衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出		
	本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出		

勘定科目		予算額	備考
	教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車両費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損		

勘定科目		予算額	備考
		徴収不能額	
		事業活動支出計(2)	
		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	
		施設整備等補助金収入	
		施設整備等寄附金収入	
		施設整備等寄附金収入	
		設備資金借入金元金償還寄附金収入	
		設備資金借入金収入	
		固定資産売却収入	
		車輛運搬具売却収入	
		器具及び備品売却収入	
		〇〇売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
		〇〇収入	
		施設整備等収入計(4)	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	
		固定資産取得支出	
		土地取得支出	
		建物取得支出	
		車輛運搬具取得支出	
		器具及び備品取得支出	
		〇〇取得支出	
		固定資産除却・廃棄支出	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	
		その他の設備整備等による支出	
		〇〇支出	
		施設整備等支出計(5)	
		施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	
		長期運営資金借入金収入	
		長期貸付金回収収入	
		投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		退職給付引当資産取崩収入	
		長期預り金積立資産取崩収入	
		〇〇積立資産取崩収入	
		事業区分間長期借入金収入	
		拠点区分間長期借入金収入	
		事業区分間長期貸付金回収収入	
		拠点区分間長期貸付金回収収入	
		事業区分間繰入金収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
		法人設立時基本財産寄附金収入	

勘定科目		予算額	備考
その他の活動による収支	〇〇収入		
	その他の活動収入計(7)		
	長期運営資金借入金元金償還支出		
	長期貸付金支出		
	投資有価証券取得支出		
	積立資産支出		
	退職給付引当資産支出		
	長期預り金積立資産支出		
	〇〇積立資産支出		
	事業区分間長期貸付金支出		
支出	拠点区分間長期貸付金支出		
	事業区分間長期借入金返済支出		
	拠点区分間長期借入金返済支出		
	事業区分間繰入金支出		
	拠点区分間繰入金支出		
	その他の活動による支出		
	基本財産定期預金支出		
	〇〇支出		
	その他の活動支出計(8)		
	その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)		
予備費支出(10)			
当期資金収支差額(11) = (3) + (6) + (9) - (10)			
前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11) + (12)			

※適宜、勘定科目の調整及び積算について確認を行い記入すること。

償還計画表

1 借入金額及び借入金融機関

2 年次別償還額及び充当財源別金額 (単位:円)

区 分		償 還 額			充 当 財 源 別 金 額		
回	年 次	元 金	利 息	合 計			合 計
1	〇〇年	円	円	円	円	円	円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計							

3 充当財源の調達内容

(1) 寄附者肩書

(2) 介護報酬、居住費収入、食費収入等

(3) その他

市長護名 殿

法人名

代表者氏名

印

【辞退理由】

The image consists of a solid white rectangular area enclosed within a thin black border. The white space is uniform and devoid of any markings, text, or illustrations.

担当者氏名	
電話 番 号	
FAX 番 号	
e-Mail	

名護市公告第 23 号

令和 8 年 5 月 18 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	喜知留川河川整備工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	橋梁下部工 一式
6	入札日時	令和8年6月9日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年5月25日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年5月28日（木）正午
14	質問に対する回答	令和8年6月1日（月）
15	指名通知日	令和8年5月27日（水）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年6月9日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年5月25日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第 3 号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINS の工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS 登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第 8 号）の写し

5 指名通知予定日

上記 4 の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年5月27日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記 2 に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 24 号

令和 8 年 5 月 18 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年2月26日
5	概要	水路整備工事 一式
6	入札日時	令和8年6月9日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年5月25日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年6月2日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年6月3日（水）
15	指名通知日	令和8年5月27日（水）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年6月9日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年5月25日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年5月27日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 25 号

名護中心市街地整備事業調査業務委託（その 5）に係る公募型プロポーザルの
実施について

令和 8 年 5 月 28 日

名護市長

渡具知

武豊



名護中心市街地整備事業調査業務委託（その 5）に係るプロポーザル実施
要項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備え付けてい
ます。

名護市公告第 26 号

令和 8 年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

令和 8 年 5 月 28 日

名護市長 渡具知 武豊



令和 8 年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託プロポーザル実施要項等は、ホームページ及び商工・企業誘致課に備え付けています。

名護市公告第 27 号

名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザルの
実施について

令和 8 年 6 月 4 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託に係るプロポーザル実施要
項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備え付けています。

名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託プロポーザル
実施要項

1 目的

本プロポーザルは、国のバスタプロジェクトによる整備も視野に入れたコミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能なターミナル機能を持ち、併せて水産振興等に資する施設や観光情報発信施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル基本設計等を行う最優先候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託概要

名 称：名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託

履 行 期 間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

履 行 場 所：名護市城地内

委託上限額：34,001,000 円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日以降）に国・県・市町村等が発注した同種・類似業務を受注し、適切に履行した実績を 1 件以上有していること。なお、当該計画等を受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務を一部委託された実績は含まない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税

(①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。

(8) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和8年6月4日（木）
質問書の提出期限	令和8年6月15日（月） 午後5時必着
参加表明書の提出期限	令和8年6月16日（火） 午後5時必着
質問の回答	令和8年6月17日（水）
参加資格確認結果通知の交付	令和8年6月17日（水）
企画提案書類の提出期限	令和8年6月25日（木） 午後5時必着
プレゼンテーション開催日	令和8年7月3日（金）予定
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和8年7月中旬頃

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案提出書【様式3】
- ④ 業務実績表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市建設部 まちなか再開発・公共交通課（担当：比嘉）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和8年6月15日（月）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和8年6月17日（水）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を1部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年6月16日（木）午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和8年6月17日（水）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年6月25日（木）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類等（※別紙2「企画提案提出書類について」参照）

企画提案提出書【様式3】など一式

③ 提出部数

・ 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）

・ 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※ 原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年7月3日（金）

とする。

- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

合計 35分

- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。

- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 最低基準点は60点×参加委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 業務委託概要」の委託上限額を超える金額で参考見積書が提出された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）なお、提出された企画提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本

市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

住 所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号（名護市民会館2階）

電話番号：0980-54-1313 担当：比嘉

F A X：0980-54-1314

メールアドレス：machinakakoutsu@city.nago.lg.jp

(要項 4(4)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、1 部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提 出 書 類	区分
1	参加表明書【様式 1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 2】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式 4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 1 年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その 3 の 3 ※個人事業者は様式その 3 の 2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△

※各証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※No. 5 (1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No. 2 からNo. 4 までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4 (6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 2 同様。

③ 業務実績表【様式 4】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 3 同様。

④ 業務執行体制表【様式 5】

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項 5 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (5点)	・過去5年以内に国、県、市町村等が発注した同種類似業務（交通拠点整備に関する検討業務又は計画策定業務、基本設計業務等）の実績があるか。	5
2	企画提案内容 (70点)	・整備方針を踏まえ、施設の機能・規模・配置条件等の整理及び基本設計に係る考え方が、具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	20
		・関係者との調整及び合意形成の支援に関する提案は、関係者の実情を適切に把握し、合意形成に向けたプロセスが実現性の高い提案となっているか。	10
		・官民連携手法の検討について、官民の役割分担、施設の維持管理・運営体制等が具体的に整理され、効果的なサウンディング調査を踏まえたうえで、実現性及び事業効果が期待できる提案となっているか。	20
		・名護市中心市街地との連携・賑わい創出の方策の検討について、現状を把握し、具体的かつ実現性、有効性が高い提案となっているか。	10
		・本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	10
3	業務実施体制 (10点)	・本業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また、類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制となっているか。	5
		・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容となっているか。	5
4	プレゼンテーション (5点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積価格 (10点)	・配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優先候補者とする。

2 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優先候補者とする。

3 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

4 3 においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

5 4 においても同点だった場合は、評価項目の「2 企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高点だった場合は、1 ～ 4 の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

6 5 においても同点だった場合は、委員長がくじ引きにより決定する。

名護市公告第 28 号

令和 8 年 6 月 5 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	宮里大南線（宮里区間）道路改良工事(その3)
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年10月30日
5	概要	道路改良工事一式
6	入札日時	令和8年6月22日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	4,741,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年6月12日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年6月17日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年6月17日（水）
15	指名通知日	令和8年6月16日（火）
16	その他	週休2日試行工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年6月22日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士または技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年6月12日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第 3 号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINS の工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS 登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第 8 号）の写し

5 指名通知予定日

上記 4 の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年6月16日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記 2 に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。